

## 司法院釈字第 486 号（1999 年 6 月 11 日）\*

### 争 点

商標法が「その他の団体」の名称を含む商標の登録出願につき登録要件を定めるのは違憲か。

（商標法就有其他團體名稱之商標圖樣之註冊要件規定違憲？）

### キーワード

商標法、権利能力なき団体（無権利能力之團體）、人格権（人格權）

**解釈文：**憲法の保障する権利または法律上の利益が侵害された場合、その主体は法の定めるところにより救済を請求できる。中華民国七八（1989）年五月二六日改正商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段にいう「その他の団体」とは、自然人及び法人以外の権利能力なき団体のことをいい、その立法目的は、一定の限度において当該団体の人格権及び財産上の利益を保護することにある。自然人及び法人は権利義務の主体であり、固より憲法の

保護対象であるが、人格権及び財産権に対する憲法の保障を貫くため、権利能力なき「団体」であっても、一定の名称と組織を有し、自主的意思があって、その団体の名称をもって長年対外的に一定の商業行為または事務に従事してきたことにより既に相当の知名度を有し、一般人に認識または熟知され、かつ保護を受けるべき利益を有する場合には、公益事業に従事するものであるか否かを問わず、商標法の保護対象として憲法の保障を享受する。商標法の上記規定

---

\*翻訳者：陳 一

は、商標において他の団体の名称を含むものであってその承認を得ていないものについては登録出願をしてはならない旨定めるが、その目的は各団体の名称を侵害から保護しようとしてすることにあり、かつ消費者保護の機能をも兼ね備えるものであって、憲法第二二条の趣旨に反しないと言うべきである。

**解釈理由書：**国民の基本的権利の保障は現代法治国家の主たる任務であり、憲法の保障する権利または法律上の利益が侵害された場合には、その主体は法の定めるところにより救済を請求できる。商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段にいう「其他の団体」とは、自然人及び法人以外の権利能力なき団体のことをいい、その立法目的は、一定の限度において当該団体の人格権及び財産上の利益を保護することにある。自然人及び法人は権利義務の主体であり、勿論憲法の保護対象であるが、人格権及び財産権に対する憲法の保障を貫くため、権利能力なき「団体」であつ

ても、多数の者が特定の目的のために組織し、一定の名称、事務所または営業所及び独自に支配できる財産を有し、かつ管理者または代表者を置き、その団体の名義をもって対外的に法律行為を行い、性質上、法人と同様の実体と組織を備え、自主的な意思能力を有し、実質的な单一体をなし、かつ各構成員と独立した存在であるときは、固より同法にいうところの「其他の団体」である。一方、それ以外の、一定の名称と組織を有し、自主的意思のある団体であって、その団体の名称をもって長年対外的に一定の商業行為または事務に従事してきたことにより既に相当の知名度を有し、一般人に認識または熟知され、かつ保護を受けるべき利益を有するものの場合も、公益事業に従事するものであるか否かを問わず、すべて商標法の保護対象として憲法の保障を享受すると言うべきである。商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段は、商標において其他の団体の名称があつて、その承認を得ていないものについては、登録出願をしてはなら

ない旨定めるが、その趣旨は各団体の名称を侵害から保護しようとするにあり、かつ消費者保護の機能をも兼ね備えるものであつて、憲法第二二条の趣旨に反しないものと言うべきである。また、登録出願にかかる商標は、登録の査定をまだ受けていないため、固より商標権を取得してはいないが、商標登録出願により生じた権利を他人に移転できることは、商標法第三八条第一項の定めるところである。従つて、かかる権利は財産的価値を有するものとして憲法の保障する財産権であると言うべきであり、その権利の主体は当然、当該権利が不法な侵害を受けたことを理由に法の定めるところにより救済を求めることができる。他方、会社の設立準備事務所が商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段にいう「その他の団体」に該当するか否かについては、上記解釈の趣旨に基づき、具体的な状況により判断すべき事柄であることを併せて説示しておく。